

せん漁業の許可について

令和3年3月3日

漁業法（昭和24年法律第267号）第58条において読み替えて準用する同法第42条第1項の規定に基づき、香川県漁業調整規則（令和2年香川県規則第61号）第4条第1項第12号に掲げるせん漁業につき、その許可又は起業を認可すべき漁業者の数その他の制限措置並びに許可又は起業の認可を申請すべき期間を次のように定める。

(1) 許可又は起業の認可をすべき船舶の数その他の制限措置

漁業種類	操業区域	漁業時期	船舶の数	漁業を営む者の資格
あなご筒漁業	女木島・男木島 地先海面 (別紙のとおり)	1月1日から 12月31日まで	1	東瀬戸(男木)に漁業の 根拠地を有する者

(2) 許可又は起業の認可を申請すべき期間

令和3年3月3日～同年3月9日

(3) 備考

- ア この公示に係る許可の有効期間は、許可日から令和3年9月30日までとする。
- イ この公示に係る許可又は起業の認可には、おおむね次に掲げる内容の条件を付けることがある。
  - (ア) 漁業権漁場では、その漁業の妨害をしてはならない。
  - (イ) あなご以外の魚種を目的として操業してはならない。
  - (ウ) 使用するあなご筒は、100個以下とする。
  - (エ) 使用する筒の大きさは、長さ80cm以下、太さ13cm以下とする。
  - (オ) 使用する漁具には、直径13.5mm以上の水抜き穴10個以上を開けなければならない。
  - (カ) 所属漁業協同組合及び操業区域に第2種共同漁業権（建網）の漁業権を有する漁業協同組合等の理事会で定めた指示事項は厳守すること。
  - (キ) 地元漁業協同組合間での協定は遵守すること。
  - (ク) 漁具の両端に漁業協同組合名及び氏名を表示するとともに、灯火を掲げなければならない。
  - (ケ) 漁業調整上必要があるときは、更に条件を追加することがある。

あなご筒漁業操業区域(女木島・男木島地先)

第2種共同漁業権(建網)漁場のうち、小型機船底びき網漁業操業禁止区域内

